

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	39 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	35 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年1月までの期間及び39年3月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私の経営する店にA市B区役所の職員が来て、「今、国民年金に加入すれば、通常では保険料を納付できない期間も遡って全て納付できるから、加入しなさい。厚生年金保険の記録があれば納付する金額が少なくなるので、社会保険事務所（当時）で調べてもらいなさい。」と言われた。厚生年金保険の記録を調べてもらいに社会保険事務所に行ったところ、職員に「厚生年金保険の番号や期間が分からないと調べられない。」と冷たい言い方をされ、結局は厚生年金保険の記録は分からなかったため、申立期間全ての保険料を納付した。妻と一緒に保険料を納付していたので、妻の保険料と合わせて20万円ぐらいの金額を2、3回に分割して納付した。申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後については60歳に到達する前月である平成6年\*月までの長期間にわたり、国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、A市B区役所の職員に、「今、国民年金に加入すれば、通常では保険料を納付できない期間も遡って全て納付できるから、加入しなさい。」と言われ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているところ、国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月頃に払い出されていることから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたとみられる。この加入手続時期は第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中であり、この手続において申立人は強

制加入被保険者として国民年金制度発足時である 36 年 4 月まで遡って資格取得していることから、当該特例納付制度を利用することにより、申立期間の保険料を納付することは可能であった（なお、現在、申立期間のうち、37 年 2 月から 39 年 2 月までは厚生年金保険被保険者期間とされているが、これは平成 5 年 10 月に訂正されたものであることから、当時、申立期間は全て国民年金被保険者期間であった。）。

さらに、申立人は、保険料については A 市 B 区役所職員から高額になるので、分割納付を勧められ、妻の保険料と合わせて 20 万円ぐらいの金額を 2、3 回に分割して納付したとしているところ、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、i) 昭和 50 年 11 月に、妻の昭和 39 年度、46 年度及び 47 年度の保険料が特例納付されていること、ii) 50 年 12 月に、申立人自身の 43 年度から 47 年度までの保険料が特例納付され、申立人及びその妻の 48 年度の保険料が過年度納付されていること、iii) 51 年 2 月に、申立人及びその妻の 49 年度の保険料が過年度納付されていることが確認でき、これらの保険料の合計額 12 万 4,500 円に申立期間の保険料 7 万 5,600 円を加えると 20 万 100 円となり、申立人の主張する納付額とおおむね一致している。

加えて、A 市では、当時区役所で特例納付及び過年度保険料の納付書を発行していたとしており、これらの保険料を銀行で納付することは可能であったことから、同市 B 区役所職員から渡された納付書で店に来る銀行員を通じて保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さはない。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 2 月から 39 年 2 月までの期間については、厚生年金保険被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、この期間の記録訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間及び 39 年 3 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年9月  
② 平成7年1月から同年3月まで

私の婚姻(平成8年2月)を契機に、母親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。母親はその後どのように納付したかはっきり覚えていないが、それまで未納とされていた国民年金保険料を全て納付してくれたはずだ。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計しても4か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料を納付したとする母親は、昭和48年12月に国民年金に任意加入し、60歳までの国民年金加入期間(第3号被保険者期間を除く。)は全て納付済みとされていることから、保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年4月22日にA市で払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、資格取得日を遡って6年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付することが可能であった。

さらに、母親は未納期間を全て遡って納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿を見ると、平成6年10月から同年12月までの保険料は8年11月13日に、7年4月から8年3月までの保険料は同年8月22日に過年

度納付されていることが確認できることから、前述のとおり保険料の納付意識の高かった母親が過年度納付することが可能であった申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年3月まで

私は、20歳になった平成6年\*月にA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、学生で収入が無かったため、国民年金保険料の免除申請を行った。学生であった期間は免除申請の手続きを行っており、平成6年度及び7年度は申請免除期間とされている。申立期間が申請免除されていたことを示す資料は無いが、申請免除とされていないことは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身で国民年金の加入手続き及び保険料の免除申請を行ったとしており、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿によれば、申立期間前の平成6年\*月(20歳到達時)から7年3月までの期間及び同年4月から8年3月までの期間は、それぞれ6年6月及び7年5月に保険料の免除申請が行われていることから、申立人は保険料の免除申請の手続きを加入手続き時に速やかに行い、かつ、翌年度も適切に行っていたとみられ、申請免除制度に対する関心は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、上記のとおり、申立期間の前年度及び前々年度においてA市役所B出張所で免除申請を行い、これに係る承認を受けている上、学生であった期間は免除申請を行い、申立期間についても同出張所で免除申請を行ったとしていることから、年度ごとに免除申請を行う必要性を認識していたものと思われ、申請免除制度に対する関心が高かった申立人は、申立期間についても前年度までと同様に免除申請を行っていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、平成5年4月から9年3月までの期間は学生であったとしており、父親は、6年\*月に死亡し、同年6月からの免除承認後の生活状況に変化は見当たらないことから、申立期間について、免除申請が承認されなかったことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から47年3月までの期間、50年7月から51年3月までの期間、52年7月から54年3月までの期間及び56年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から45年3月まで  
② 昭和45年4月から47年3月まで  
③ 昭和50年7月から51年3月まで  
④ 昭和52年7月から54年3月まで  
⑤ 昭和56年4月から同年6月まで

私が20歳になった頃、母親が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思う。国民年金保険料は、母親に納付書を渡して納付してもらい、母親が亡くなる前まで納付してくれていた。私は、納付時期、納付金額及び納付方法の覚えは無いが、20歳から納めているという話を母親から聞いた覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い上、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、国民年金制度発足当初から60歳到達の前月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立期間①については、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、母親が行っていたとしており、その母親は既に死亡していることから、当時の状況については不明であるが、A市が保管する申立人の国民年金被保険者記録票を見ると、申立期間①は納付と記載されていることが確認できることから、申立期間①については、納付されていたものと推認される。

さらに、申立期間②については、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号

払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月24日にB市C区で払い出されていることから、この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間②の保険料は過年度納付することが可能であった。申立人の納付記録を見ると、昭和49年度の保険料が過年度納付されていることが確認できることから、前述のとおり、納付意識の高かった母親が申立期間②の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

加えて、申立期間③、④及び⑤については、i) 申立人は、申立期間当時、家業も順調で生活状況にも特に変化は無かったとしていること、ii) 国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和51年1月17日にB市D区から同市C区の実家に住所変更していることが確認できるほか、申立期間③前後の期間の保険料は納付済みとされていること、iii) 公簿及び国民年金被保険者台帳によると、母親及び申立人は、A市にそれぞれ53年2月15日、同年4月5日に住所変更を行い一緒に居住していたことが確認できることから、申立人が住所変更を行った日を基準とすると、申立期間④の保険料を現年度納付することは可能であったこと、iv) 申立人は、申立期間⑤前後の期間の保険料は納付済みとされていることから、前述のとおり、納付意識の高かった母親が申立期間③、④及び⑤の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

このほか、国民年金被保険者台帳によると、申立人は、A市に昭和53年4月5日に住所変更を行っていることが確認できる。同台帳及びオンライン記録では、申立期間を除き全て納付済みとされているものの、住所変更後の同市が保管していた申立人の国民年金被保険者記録票を見ると、申立期間②の45年4月から申立期間⑤後の63年3月までの期間の納付記録が記載されていないことが確認できることから、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私が20歳になった頃、住み込みで働いていた会社の事業主が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。申立期間の保険料は、当時、一緒に住み込みで働いていた同僚も私と同様に給料から事業主が国民年金保険料を天引きして納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年10月30日にA市で事業主と一緒に払い出されていることから、その頃に事業主が申立人の国民年金加入手続きを行ったとみられ、この加入手続きの際に、資格取得日を遡って37年\*月\*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することは可能であった。

さらに、申立人は、事業主宅に住み込みで働き、事業主が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料は、給料から天引きして納付してくれていたとしているところ、A市の申立人の国民年金被保険者名簿の住所欄には、住み込みで働いていたとする会社の所在地と同じ住所が記載され、備考欄には方書として事業主の氏名が記載されていることから、事業主宅に住んでいたことが推認できる上、これらを行ったとする事業主の納付記録を見ると、申立期間を含む国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳到達の前月である

47年\*月までの国民年金加入期間は全て納付済みとされていることから、事業主の保険料の納付意識は高かったものと思われ、事業主が申立期間の保険料を申立人の分と一緒に過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年9月まで

私が大学を卒業（昭和48年3月）した同年4月頃、A市B区役所で母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料を納付していたことを示す資料は無く詳細は覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間に保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和54年9月頃にA市B区で行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って48年4月1日（大学卒業時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、52年7月から同年9月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間直後の昭和52年10月から54年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる。このため、加入手続時点において、過年度納付することが可能であった申立期間のうち、52年7月から同年9月までの保険料についても同様に、母親が過年度納付していたと考えることも不自然ではない。

一方、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和48年4月から52年6月までの期間については、時効により保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当

たらない上、母親が申立期間のうち、昭和48年4月から52年6月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から59年6月まで

申立期間当時はA市に住んでおり、保険料を未納にしていた。昭和60年に結婚してB市に転居する前に、A市役所で男性職員に、B市の住所に未納分の納付書を送付するから必ず納付するようにと厳しく言われた。同市に転居後1年ぐらいの間に、納付書が何度か届き、届いた納付書は全て納付したので、申立期間の保険料は納付済みのはずである。納付回数や納付金額等の詳しいことは覚えていないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市からB市に転居した後に、納付書が何度か届き、届いた納付書は全て納付したので、申立期間の国民年金保険料は納付済みのはずであるとしているところ、申立人が所持する年金手帳の変更後の住所欄を見ると、昭和60年7月21日にA市からB市に住所変更手続を行ったことが確認できる。この住所変更手続時期を基準とすると、申立期間のうち、58年4月から59年6月までの保険料は過年度納付することが可能であった。

また、オンライン記録及びB市の国民年金被保険者名簿によると、昭和62年2月10日に社会保険事務所（当時）から申立人に対して納付書が作成・交付されていること、及び申立人は、申立期間直後の59年7月から60年3月までの国民年金保険料を過年度納付し、59年7月以降の国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において、保険料の未納は無いことが確認できることから、申立人は、同市に転居後、保険料の未納期間が生じないように努めていたことがうかがわれるほか、同市では、区役所の窓口で過年度納付書を交

付していたとしている。このため、同様に過年度納付することが可能であった申立期間のうち、58年4月から59年6月までの保険料についても、申立人が送付されてきた納付書により納付したと考えることも不自然ではない。

一方、前述の住所変更手続時期を基準とすると、申立期間のうち、昭和57年2月から58年3月までは、時効により国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間のうち、昭和57年2月から58年3月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から55年6月まで

兄が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、私か兄が納付した。

保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金加入期間において、申立期間を除き、保険料の未納は無い。

また、申立人は、保険料の前納制度を複数回にわたり利用している上、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付を行ったとする兄も、20歳に到達した昭和37年\*月から平成14年2月までの長期間にわたり未納は無いことから、申立人及びその兄は、年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、国民年金受付処理簿によれば、申立人の国民年金加入手続は昭和57年2月頃にA市で行われ、この加入手続の際に、申立人が20歳に到達した46年\*月まで遡って国民年金に加入する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時点を基準とすると、申立期間のうち、55年1月から同年6月までの保険料については、過年度納付することが可能であった。

加えて、申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間の直後である昭和55年7月から56年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できることから、加入手続時点において過年度納付することが可能であった申立期間のうち、55年1月から同年6月までの保険料についても、前述のとおり、年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かった申

立人又は兄が過年度納付したと考えることも不自然ではない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年3月から54年12月までの保険料については、上記国民年金加入手続時点において、既に時効が成立しており、納付することができなかったと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人又は兄が申立期間のうち、昭和46年3月から54年12月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和36年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年2月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年5月1日から同年6月1日まで  
② 昭和36年12月1日から37年2月21日まで

私は、昭和25年5月から43年2月まで継続してA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及びA社C支店に勤務していた同僚の証言から判断すると、申立人は、同社本社及び同社C支店に継続して勤務し（厚生年金保険被保険者記録上は、同社本社から同社B支店に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日について確認できる資料等は無く、オンライン記録によると、当該異動後の勤務先であるA社C支店（上記のとおり、厚生年金保険の記録上は同社B支店）は、申立期間①において厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、A社は、「B支店が適用事業所となった昭和36年

6月1日以前の期間については、申立人を本社において厚生年金保険に加入させていたと考えられる。」と回答していることから、当該期間については、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の記録及びA社C支店に勤務していた同僚の証言から判断すると、申立人は、同社同支店及び同社D支店に継続して勤務し（厚生年金保険被保険者記録上は、同社B支店から同社本社に異動。）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、前述の同僚が「申立人は、昭和37年2月か3月頃にA社C支店から同社D支店に転勤した。」と証言していることから、申立期間②については、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年11月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月1日から7年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、5年6月から同年9月までは50万円、同年10月から7年9月までは53万円であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成5年9月は53万円、8年9月及び同年11月は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月から10年1月まで  
ねんきん定期便により、申立期間の標準報酬月額が間違っていることが分かったので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年6月から7年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、5年6月から同年9月までは50万円、同年10月から7年6月までは53万円と記録されていたところ、同年7月4日付けで、5年6月から6年10月までは8万円、同年11月から7年6月までは9万2,000円に遡及して引き下げられ、その後、同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の代表取締役（事業主）及び同僚二人についても、申立人と同様に平成7年7月4日付けで、標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「申立期間当時、仕事の内容や勤務時間が変わったことは無く、給与支給額が減額されたことも無い。」と主張しているところ、当該遡及訂正処理について、当時の厚生年金保険事務担当者は、「当時、社会保険料を滞納していたので、社長の指示で遡及訂正処理を行ったが、そのことは従業員に説明していなかった。」と証言していることから、当該遡及訂正処理は、申立人の給与実態に即した処理ではなかったことがうかがえる。

また、滞納処分票により、当該遡及訂正処理が行われた平成7年7月当時、A社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記簿によると、申立人は、当該遡及訂正処理当時、A社の取締役であったことが確認できるものの、申立人の職務内容に係る主張及び上記の厚生年金保険事務担当者の証言から判断して、申立人は、同社において製造部長の職にあり、主に部品作りに従事していたことが認められることから、当該遡及訂正処理には関与していないものと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成7年7月4日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものと考へ難く、申立人について、5年6月1日に遡って標準報酬月額の見直しを行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成5年6月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額については、5年6月から同年9月までは50万円、同年10月から7年9月までは53万円に訂正することが必要である。

2 申立期間のうち、平成5年9月、8年9月及び同年11月について、申立人から提出された給与支給明細書によると、申立人は、当該期間において、44万円から53万円の標準報酬月額に見合う総支給額が支給され、9万8,000円から53万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成5年9月は53万円、8年9月及び同年11月は9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間のうち、平成5年9月、8年9月及び同年11月に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業

主は、当時の資料が無く不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成7年10月、同年12月、8年1月、同年4月、同年8月、同年10月及び10年1月については、申立人から提出された給与支給明細書により、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

申立期間のうち、平成7年11月、8年2月、同年3月、同年5月から同年7月までの期間及び8年12月から9年12月までの期間については、申立人は、給与支給明細書等の保険料控除が確認できる資料を所持しておらず、A社は、申立期間当時の資料は無く、当時の厚生年金保険の取扱いについては不明と回答していることから、申立人の当該期間に係る給与額及び保険料控除額について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた複数の同僚及び申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「給与から控除された厚生年金保険料は、記録された標準報酬月額に見合った額だったと思う。」「当時の厚生年金保険の取扱いについては、よく分からない。」と回答しているところ、同僚の一人から提出された平成7年10月から10年1月までの期間の給与支給明細書によると、当該同僚は、おおむねオンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録でも、申立人の当該期間に係る標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は認められない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成11年8月から12年7月までは41万円、13年1月から18年8月までは44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立期間のうち、平成11年8月から12年7月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

一方、事業主は、申立期間のうち、平成13年1月から18年8月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月から21年3月まで  
申立期間の標準報酬月額が給与明細書の額よりも低い額になっているので、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年9月、13年2月から同年9月までの期間、14年5月、同年6月、16年1月から同年3月までの期間、同年10月から17年2月までの期間、同年8月、18年2月及び同年4月から同年8月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、44万円又は47万円の標準報酬月額に見合う給与を支給され、41万円又は44万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」と言う。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していた

と認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細書により確認できる保険料控除額から、平成11年9月は41万円、13年2月から同年9月までの期間、14年5月、同年6月、16年1月から同年3月までの期間、同年10月から17年2月までの期間、同年8月、18年2月及び同年4月から同年8月までの期間は44万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、平成11年8月、同年10月から12年7月までの期間、13年1月、同年10月から14年4月までの期間、同年7月から15年12月までの期間、16年4月から同年9月までの期間、17年3月から同年7月までの期間、同年9月から18年1月までの期間及び同年3月については、申立人から提出された源泉徴収票、上述の前後の期間に係る給与額及び保険料控除額の状況並びに預金通帳において確認できる給与支給額から判断すると、申立人は、11年8月及び同年10月から12年7月までの期間は41万円、13年1月、同年10月から14年4月までの期間、同年7月から15年12月までの期間、16年4月から同年9月までの期間、17年3月から同年7月までの期間、同年9月から18年1月までの期間及び同年3月は44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、申立期間のうち、平成12年8月から同年12月までの期間及び18年9月から21年3月までの期間については、申立人から提出された給与明細書等によると、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立期間のうち、平成11年8月から12年7月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成13年1月から18年8月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け

出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成10年6月から11年7月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、A社は、「申立期間当時の資料が無いため、当時のことは分からない。」と証言していることから、当該期間における申立人の給与額及び保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、申立期間①は22万円、申立期間②は26万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月から同年9月まで  
② 平成10年2月から同年9月まで  
③ 平成10年11月から11年4月まで

申立期間において、記録されている標準報酬月額以上の給与の支給と、保険料を控除されていたことが給与支払明細書で確認できるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成10年11月から11年3月まで26万円と記録されていたところ、同年4月30日付けで、10年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、申立人の被保険者資格喪失日（同年5月1日）まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の同僚7人の標準報酬月額についても、申立人と同様に平成11年4月30日付けで、10年11月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期

間において当該引下げ前の標準報酬月額（26万円）に見合う給与を事業主により支給されていたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「平成10年末頃から、業績不振を理由に給料の遅配が度々あった。会社の経営が苦しいことは、従業員には周知の事実だった。」と証言している上、元事業主は、「申立期間③当時、厚生年金保険料を滞納しており、当時の社会保険事務所と相談した上で、従業員の標準報酬月額を下げる届出を行った。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月30日付けで行われた標準報酬月額の変及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、申立人について10年11月1日まで遡って標準報酬月額の変及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間③に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

申立期間①及び②について、申立人から提出された給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額(申立期間①は22万円、申立期間②は26万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②の標準賞与額に係る記録については、申立期間①は34万4,000円、申立期間②は34万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月25日  
② 平成20年12月25日

申立期間について賞与が支給され、賞与明細書により、賞与支給額と厚生年金保険料の控除額が確認できるので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間①において、その主張する標準賞与額（34万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間②において、35万1,000円の賞与が支給され、34万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる保険料控除額から、34万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間の賞与支給に係る届出を社会保険事務所（当時）に行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月31日  
申立期間に係る賞与の記録が欠落しているので、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（50万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成8年6月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立期間②のうち、平成8年7月1日から9年7月1日までの期間について、申立人の当該期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の18万円とされているが、申立人は、当該期間のうち、8年7月から同年9月までは26万円、同年10月から9年6月までは24万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を、8年7月から同年9月までは26万円、同年10月から9年6月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月26日から同年7月1日まで  
② 平成8年7月から9年7月まで  
③ 平成10年8月から19年8月まで

申立期間①について、平成8年6月分の厚生年金保険料をA社が支給した給与から控除されているが、厚生年金保険の記録は同年7月からとなっている。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②及び③について、同社勤務時の標準報酬月額記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。当該期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された給与支給明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主からは回答が得られず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成8年7月から9年6月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年1月に18万円から32万円に訂正されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（18万円）となっている。

しかし、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する32万円から38万円までの標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成8年7月から同年9月までは26万円、同年10月から9年6月までは24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成8年7月から9年6月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成9年7月及び申立期間③については、申立人から提出された給与支給明細書及び平成16年度から19年度までの賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年12月から6年10月までは41万円、同年11月から7年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月から7年10月まで

A社では、給与を毎月40万円もらっていたが、ねんきん定期便の記録では、申立期間の標準報酬月額が26万円から30万円となっている。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成6年度住民税通知書、平成6年分及び7年分給与所得の源泉徴収票並びに同年8月分及び同年9月分給与明細書により、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与が支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書等において確認できる給与額又は保険料控除額から、平成4年12月から6年10月までは41万円、同年11月から7年8月までは36万円、同年9月及び同年10月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の給与明細書等において確認できる給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記の給与明細書等において確認できる給与額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6930

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月から14年9月まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が急激に低くなっていることが分かった。給与支払明細書で確認できる保険料控除額は、前の期間と大きな変化は無い。申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、平成13年10月の定時決定時において9万8,000円とされていることが確認できる。

しかし、申立人から提出されたA社の給与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（56万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の写しによると、申立人の標準報酬月額は、平成13年10月の定時決定において56万円とされていたことが確認できる上、同基金は、申立期間における申立人の標準報酬月額は56万円であると回答している。

さらに、A社は、「申立期間当時、算定基礎届は、複写式の用紙を使用して作成していた。社会保険事務所には、厚生年金基金及び健康保険組合と同一内容のものを提出していたので、オンライン記録と厚生年金基金及び健康保険組合の記録は一致するはずである。」と回答している。

加えて、A社が加入しているC健康保険組合も、申立期間における申立人の標準報酬月額は56万円であると回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であったと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は6,000円、申立期間②及び③は15万円、申立期間④は17万5,000円、申立期間⑤は18万5,000円、申立期間⑥は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は6,000円とし、上記賃金台帳におい

て確認できる賞与額から、申立期間②及び③は15万円、申立期間④は17万5,000円、申立期間⑤は18万5,000円、申立期間⑥は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6932

### 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は4万5,000円、申立期間②は33万円、申立期間③は32万円、申立期間④は42万円、申立期間⑤は44万円、申立期間⑥は46万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は4万5,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②は33万円、申立期間③は32万円、申立期間④は42万円、申立期間⑤は44万円、申立期間⑥は46万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6933

### 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は3万7,000円、申立期間②及び③は26万円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万7,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は26万円、申立期間④は22万円、申立期間⑤は20万円、申立期間⑥は21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は5万5,000円、申立期間②は39万5,000円、申立期間③は39万円、申立期間④は47万円、申立期間⑤は49万円、申立期間⑥は51万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は5万5,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②は39万5,000円、申立期間③は39万円、申立期間④は47万円、申立期間⑤は49万円、申立期間⑥は51万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は3万1,000円、申立期間②は23万円、申立期間③は22万円、申立期間④は27万5,000円、申立期間⑤は28万円、申立期間⑥は29万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万1,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②は23万円、申立期間③は22万円、申立期間④は27万5,000円、申立期間⑤は28万円、申立期間⑥は29万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は3万4,000円、申立期間②及び③は23万円、申立期間④は31万5,000円、申立期間⑤は33万円、申立期間⑥は34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万4,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は23万円、申立期間④は31万5,000円、申立期間⑤は33万円、申立期間⑥は34万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は3万4,000円、申立期間②及び③は23万円、申立期間④は25万5,000円、申立期間⑤は26万円、申立期間⑥は26万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万4,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は23万円、申立期間④は25万5,000円、申立期間⑤は26万円、申立期間⑥は26万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は2万8,000円、申立期間②及び③は20万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は25万5,000円、申立期間⑥は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万8,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は20万円、申立期間④は25万円、申立期間⑤は25万5,000円、申立期間⑥は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は2万8,000円、申立期間②及び③は19万円、申立期間④は23万5,000円、申立期間⑤は24万円、申立期間⑥は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万8,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は19万円、申立期間④は23万5,000円、申立期間⑤は24万円、申立期間⑥は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は2万6,000円、申立期間②及び③は18万円、申立期間④は23万5,000円、申立期間⑤は24万円、申立期間⑥は24万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日  
⑥ 平成20年7月4日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は2万6,000円とし、上記賃金台帳に

において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は18万円、申立期間④は23万5,000円、申立期間⑤は24万円、申立期間⑥は24万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6941

### 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は3万1,000円、申立期間②及び③は21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万1,000円とし、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は21万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていると認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準賞与額の記録については、申立期間①は3万7,000円、申立期間②及び③は26万円、申立期間④及び⑤は29万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月31日  
② 平成16年2月2日  
③ 平成16年8月5日  
④ 平成19年6月29日  
⑤ 平成19年12月20日

申立期間において、A社から賞与を支給されているが、当該賞与に係る年金記録が無い。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を訂正（追加）してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、申立期間①は3万7,000円とし、上記賃金台帳において確認できる賞与額から、申立期間②及び③は26万円、申立期間④及び

⑤は29万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に届け出ていないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成20年9月及び同年11月は18万円、同年12月は20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月から21年4月まで

申立期間について、記録されている標準報酬月額と、給与支給明細書の保険料控除に見合う標準報酬月額が相違しているため、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年9月、同年11月及び同年12月については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与額が支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成20年9月及び同年11月は18万円、同年12月は20万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主が実際の給与額より低い報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年10月及び21年1月から同年4月までの期間については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年9月及び10月は6万円、同年11月は6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年9月25日から同年12月19日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月15日から同年12月19日まで

申立期間について、A社とB社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の複数の同僚の証言並びに雇用保険の記録により、申立人は、A社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の異動日については、B社の会社設立日（昭和44年9月\*日）、申立人の同社における雇用保険の資格取得日（同年9月25日）などから判断して、同年9月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和44年12月の記録から、同年9月及び10月は6万円、同年11月は6万8,000円とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険適用事業所台帳及びオンライン記録によれば、B社は、昭和44年12月19日に適用事業所となっており、申立期間において適用事業所

であった記録が確認できないものの、商業登記簿により、法人事業所であることが確認できる上、申立人と同時期にA社からB社に異動した複数の同僚の証言及び記録の推移状況により、会社設立当初から常時5人以上の従業員が勤務していたものと考えられることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社の事業閉鎖時（平成元年当時）の事業主は、当時の資料が無く不明としているが、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所として記録管理されていない期間であることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年12月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、38年9月から39年7月までは3万3,000円、同年8月から同年11月までは3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月27日から39年12月9日まで

A社で継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなのに、申立期間の年金記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る厚生年金保険に関する資料及び当時の複数の同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の厚生年金保険に関する資料によると、申立人の被保険者資格喪失日は、当初、昭和38年9月27日（オンライン記録の被保険者資格喪失日と同日）と記載されていたものが、39年12月9日に訂正されていることが確認できるところ、A社は、「訂正された資格喪失日が正しいものと思われる。また、申立期間においても給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。しかし、訂正に至った経緯や訂正後の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に届け出たのかどうかまでは分からない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険に関する

資料に記載されている標準報酬月額記録から、昭和38年9月から39年7月までは3万3,000円、同年8月から同年11月までは3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明と回答しているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や、事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和38年9月27日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 愛知厚生年金 事案6961

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

A社に昭和43年3月31日まで勤務したため、被保険者資格喪失日は、同年4月1日になるはずだ。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び在籍証明書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の年金事務担当者は、「申立期間当時の事務担当者が厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を1日誤って届け出たものだと思う。申立人は、申立期間に在籍していたので、給与から昭和43年3月の厚生年金保険料を控除していたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年2月の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上述のとおり、申立人の資格喪失日に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年7月31日から同年8月1日まで  
② 平成20年7月15日

申立期間①について、平成20年7月31日付けでA社を退職したはずなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、平成20年7月の賞与から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された退職証明書及び給料支払明細書、A社から提出された賃金台帳並びに雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を誤って届け出

たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、事業主が申立人の被保険者資格喪失日を平成20年7月31日として誤って届け出たことに伴い、当該期間を含む同年7月が申立人の被保険者期間として記録されていないことから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成20年6月は19万円、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは34万円、21年1月は36万円、同年2月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年5月28日から21年3月23日まで

実際に支給された給与に比べ、ねんきん定期便に記載されている記録に誤りがあるので、申立期間について、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成20年6月から21年2月までの期間については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において18万6,550円から35万9,100円の給与を支給され、20年6月は36万円、同年7月は38万円、同年8月は36万円、同年9月から同年12月までは34万円、21年1月は36万円、同年2月は26万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成20年8月は36万円、同年9月から同年

12月までは34万円、21年1月は36万円、同年2月は26万円、給与明細書において確認できる支給合計額から、20年6月は19万円、同年7月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立人の標準報酬月額に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年5月については、申立人から提出された給料明細書において確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録の標準報酬月額（15万円）よりも低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年12月27日  
② 平成20年8月5日  
③ 平成20年12月20日

A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間について、賞与支払届が提出されていないことが判明したので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳及び同社の回答により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 3 件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年月日	申立期間(納付記録の訂正が必要な期間)及び標準賞与額		
					平成19年12月27日	平成20年8月5日	平成20年12月20日
					標準賞与額	標準賞与額	標準賞与額
6964			男	昭和28年生	20万 円	25万 円	24万 5,000円
6965			男	昭和23年生	40万 円	50万 円	48万 9,000円
6966	死亡		男	昭和43年生	24万 円	25万 円	24万 5,000円

## 愛知厚生年金 事案6967

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万円、申立期間②は10万円、申立期間③は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月16日  
② 平成19年12月25日  
③ 平成20年12月25日

申立期間①、②及び③について、A社から賞与が支給されたにもかかわらず、当該賞与に係る記録が無い。調査して、当該期間について、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、申立期間①、②及び③において、その主張する標準賞与額（申立期間①は50万円、申立期間②は10万円、申立期間③は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②及び③の賞与支給に係る届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年6月までの期間、7年8月及び15年2月から18年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年6月まで  
② 平成7年8月  
③ 平成15年2月から18年4月まで

勤めを辞める都度、私か母親のどちらかがA市役所で国民年金の加入手続きを行い、私が市役所や金融機関で国民年金保険料を納付していた。納付書だけではなく督促状が届いたこともあったが、母親からきちんと納付するように言われて納付したこともあり、母親が代わりに納付してくれたこともあった。

また、平成17年7月から18年4月までは全額申請免除という記録とされているとのことだが、私は免除申請を行った覚えは無い。今まで国民年金は未納が無いようにずっと納付してきたので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、勤めを辞める都度、自身か母親のどちらかがA市役所で国民年金の加入手続きを行い、自身が市役所や金融機関で保険料を納付していたとしているが、申立人及びその母親は加入手続きの時期について明確に覚えておらず、申立人は保険料の納付時期及び納付方法についても明確に記憶していないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

2 オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者のオンライン記録における加入状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年10月頃に払い出され、申立人は同年10月4日に国民年金被保険者資格を取得し、同年12月11日に同資格を喪失している。その後、申立人は

6年7月21日に再び被保険者資格を取得した後、同資格を7年5月1日に喪失しており、次に申立人が被保険者資格を取得したのは8年10月29日とされ、このことは、申立人に係るA市の国民年金納付記録照会の資格得喪記録においても同様とされている。このため、申立期間①及び②は、国民年金に未加入となり、未加入期間については、国民年金保険料の納付書が送付されることはないことから、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

また、母親は、国民年金の加入手続について、申立人が勤めを辞める都度、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行っていたとしているところ、A市の国民健康保険システムの基本異動履歴においても、申立人の国民健康保険の資格取得及び喪失日は、前述の国民年金の被保険者資格記録と同様とされている。このことから、申立期間①及び②については、国民年金と同じように、国民健康保険も未加入とされている。

- 3 申立期間③については、オンライン記録同様、A市の国民年金納付記録照会においても、当該期間のうち平成15年2月から17年6月までは未納、同年7月から18年4月までは申請免除期間とされており、当該期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間③の保険料については、当時勤務していた会社の年末調整で社会保険料控除として申告していると思うとしているところ、申立人の平成15年分から18年分に係るA市の「市県民税 所得・課税証明書」の社会保険料控除欄を確認しても、当該期間の保険料が納付されていた状況はうかがえなかった。

さらに、申立人は、申立期間③のうち平成17年7月から18年4月までは全額申請免除とされていることについて、免除申請を行った覚えは無いとしているものの、申立人が提出した平成17年度（承認期間は17年7月から18年4月まで。）の国民年金保険料免除申請書が年金事務所に保管されていることから、申立人は免除申請を行ったものとみられる。

加えて、申立期間③は39か月と長期間にわたっており、これら期間の納付記録が全て欠落又は記録誤りが生じたとは考え難い上、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

- 4 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3307 (事案 124 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から50年3月まで

私は、申立期間当時、両親、姉及び私自身の4人分の国民年金保険料を時々親に頼まれA市B公民館に出向き、地元の町内会役員に納めていたので、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金保険料の納付状況は、申立期間以外に申請免除期間があるのみで納付の実績は無いこと、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日においては、申立期間の一部は時効により納付できないこと、iii) 申立人は、両親及び姉と共に保険料を納付していたとしているが、聴取の過程で祖父母、元妻、弟などと一緒にであった可能性を述べており、誰の保険料を納付していたのか当時の記憶が明確であるとは見受けられないこと、iv) 申立人は、昭和40年7月に退職した際に元妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているが、元妻は申立人と同居していたとみられる期間の保険料は未納であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立人の主張内容は、前回の主張内容と変わらない上、申立人は、現地での調査が必要としているが、新たに現地での調査が必要とみられる事情は見当たらず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな資料等の提出も無いため、これらは委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認めるには足りず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月及び21年5月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年3月  
② 平成21年5月から同年7月まで

会社を退職した後は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間①については、A町（現在は、B市）役場で加入手続を行い、その場で1か月分の保険料を納付したと思う。申立期間②の保険料については、送付されてきた納付書により、平成22年4月頃に3か月分をまとめてコンビニエンスストアで納付した。未納なく納付していると思うので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A町役場で国民年金の加入手続を行い、その場で1か月分の保険料を納付したと思うとしている。しかしながら、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年8月31日に払い出されており、申立人は、同年8月14日に国民年金被保険者資格を取得し、7年3月20日に同資格を喪失している。その後、申立人が再び被保険者資格を取得したのは21年3月26日とされていることから、申立人は、申立期間①は、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、A町の申立人に関する国民年金の記録においても、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、送付されてきた納付書により、平成22年4月頃に3か月分をまとめてB市かC市、又はその他の地域のコンビニエンスストアで納付したが、その具体的な店舗を特定することはできないとし

ているため、各コンビニエンスストア本部に3年保存されている領収済通知書を確認することはできず、申立期間②の保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間②の直前である平成21年3月の保険料が22年1月29日に過年度納付され、21年4月の保険料が22年3月1日に現年度納付されていることが確認でき、申立期間②の保険料についても、申立人が納付したとする同年4月頃に過年度納付することは可能であった。しかしながら、オンライン記録によると、申立人が納付したとする同年4月以降、同年9月25日から23年2月18日までの間に5回納付督促が行われており、この納付督促期間中の同年1月27日に、申立期間②を対象としたとみられる催告状が発行されているなど、申立期間②の保険料が納付された形跡は見当たらない。

- 3 申立期間の保険料を納付したとする時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から52年3月まで

20歳当時は短大生であったが、両親が国民年金に加入していたので、両親のどちらかが私の国民年金の加入手続を行い、母親が両親の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていた。保険料は、区役所から来ていた集金人に3か月ごとに納付していたと思う。両親は高齢なので記憶がはっきりしない部分もあるが、私が20歳になった時点から保険料を納付したと言っているため、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親に申立人を通じ聴取したところ、高齢のため記憶が明確ではなく、加入手続時期については覚えていないとしていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続、保険料納付状況などの詳細は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の国民年金受付処理簿における資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は昭和52年9月頃に行われ、申立人が20歳となった49年\*月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、母親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続が行われた時点を基準とすると、申立期間のうち、昭和49年5月から50年6月までは既に2年の時効が成立しており、遡って保険料を納付することもできなかつたと考えられる。

加えて、申立期間のうち、昭和50年7月から52年3月までについては、加入手続時点において、過年度保険料として遡って納付することが可能ではあつ

たものの、A市では過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、集金人(国民年金推進員)に過年度納付することはできなかった上、申立人は、両親から保険料を後から遡って納付したと聞いたことはないとしているなど、両親が当該期間の保険料を過年度納付したと推認することまではできない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から42年3月まで

ねんきん特別便で34か月分の未納を知り、年金事務所に確認したところ、昭和39年6月から納付していると言われ、その職員が見ていた用紙のコピーを希望したが断られた。

昭和39年5月の婚姻を契機に、婚姻前から国民年金に加入していた夫が国民年金加入手続を行い、自宅に来た集金の人に私や義母が、夫と義父母の分と併せて3か月分、半年分と保険料を納付していたので、私だけ未納ということとは考えられない。

夫や義父母は亡くなっているので私の保険料を納付したという記憶しかないが、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年5月の婚姻を契機に、夫が国民年金加入手続を行ってくれたとはしているものの、申立人自身は加入手続に直接関与しておらず、夫は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出控、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年6月にA市B区に払い出されており、これ以外に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は同年6月以降に行われ、39年6月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の加入手続時期を最も早い昭和42年6月と仮定し、これを

基準とすると、申立期間のうち、39年6月から40年3月までの保険料は時効により納付することはできなかったと考えられ、同年4月から42年3月までの保険料については時効成立前で過年度納付することは可能であったものの、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度納付したとも考え難く、申立人が申立期間当時居住していたA市では集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかった。

加えて、申立人は、夫と義父母の保険料を一緒に納付していたとしているものの、昭和36年4月1日において50歳を超える者は国民年金の適用除外とされ、このうち55歳を超えない者は任意加入することはできたが、55歳を超えていた義父は国民年金に加入することはできなかった上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、夫と義母については同年3月に国民年金手帳記号番号が払い出され、同年4月以降継続して保険料が納付されているのに対し、申立人は上記のとおり、申立期間は国民年金に未加入であったことから、夫及び義母の保険料が納付されていることをもって申立人の保険料が納付されていたものと推認することまではできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から6年1月までの期間及び同年3月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から6年1月まで  
② 平成6年3月から7年3月まで

私の両親は、私の学生時代の国民年金保険料について、「大学を卒業した後だと思うが、社会保険事務所(当時)に行ったことは間違いない。その際、空白期間を埋めようと思って一度に20数万円納付した。」と言っているので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年5月25日にA市B区で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、国民年金被保険者資格を20歳到達時である4年\*月\*日に遡って取得する事務処理が行われたものと考えられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち、4年5月から5年3月までの保険料については、時効により納付することはできなかったものとみられる。

また、オンライン記録を見ると、申立期間①と②の間である平成6年2月の保険料は納付済みとされているが、これは厚生年金保険被保険者期間であった7年7月について、国民年金保険料(1万1,700円)が納付されていたため、8年3月18日付けで当該保険料を6年2月の保険料(1万500円)に充当する処理(当時の保険料月額に達しなかった差額の1,200円は還付。)が行われたものであることが確認できる。制度上、保険料の過誤納があった場合、還付に代えて、2年の時効の範囲内で先に時効が成立する未納月の保険料から順次

充当することとされており、充当処理が行われた時点で最も早く時効が成立する同年2月に遡って充当したこの処理に不自然な点は見当たらない。したがって、同年2月の保険料については、加入手続時期に過年度納付されたものではなく、充当処理が行われた8年3月の時点では未納であったと考えられ、加入手続時に空白期間（未納）が無いように遡って納付したとする父親の主張と相違することから、当該処理が行われた前後に当たる申立期間①及び②の保険料についても、少なくとも同年3月の時点では未納であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から同年6月まで

会社を退職後、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料も同市役所で納付したと思う。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、A市役所で国民年金の再加入手続を行い、保険料も同市役所で納付したと思うとしているものの、申立期間に係る加入手続時期や保険料納付状況（納付時期、納付金額及び納付方法）についての記憶は曖昧であり、申立期間の加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人は、平成6年4月1日（厚生年金被保険者資格取得日）に国民年金被保険者資格を喪失したとされており、A市の保管する申立人の国民年金の得喪記録（電子データ）によれば、その後国民年金の再加入手続を行ったのは、11年1月29日（届出日）とされている。この手続において、国民年金被保険者資格の取得日を申立人が申立期間後に勤務した会社を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した10年9月1日とする事務処理が行われたものと考えられ、「取得」届出 H11.01.29 異動 H07.03.01 理由 公移行」及び「喪失」届出 H11.01.29 異動 H07.07.01 理由 公加入」との表示が確認できることから、申立期間については、前述の再加入手続の際に併せて申立期間に係る資格取得日及び資格喪失日を遡って、それぞれ7年3月1日及び同年7月1日とする事務処理が行われたものとみられる。これらの状況から、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入となり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上記の手続時期を基準とすると、時効期間（2年）の経過により、

申立期間の保険料を納付することができなかったものとみられ、このことは、A市の保管する申立人の国民年金の納付記録（電子データ）において、申立期間は空白（同市で保険料は収納されていない。）とされていることとも符合する。

このほか、申立人に対して基礎年金番号導入（平成9年1月）以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年3月まで

私が結婚(昭和42年10月)した頃に、亡くなった義母が国民年金の加入手続を行ってくれた。加入手続後は、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに自宅で町内会か学区の集金人に納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。一緒に保険料を納付した夫は納付済みとされているのに私は未納とされていた。申立期間の保険料を納付したことを証明するものは無いが、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする義母は既に死亡しており、加入手続の詳細は不明である。

また、申立人の申立期間の保険料を納付していたとする夫は、夫婦二人分の保険料を3か月ごとに自宅で町内会か学区の集金人に一緒に納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていたとしているところ、夫の国民年金手帳を見ると、申立期間に係る昭和42年度から45年度までの国民年金印紙検認記録欄には、昭和42年11月13日から46年2月12日までの検認印が3か月ごとに押されていることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄は45年度から始まっており、同年度の同記録欄に検認印は無く、国民年金印紙検認台帳は切り離されていないことから、夫が申立人の分と一緒に保険料を集金人に納付したとする申立人の主張と相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、婚姻後に係る申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年1月25日にA市B区において払い出されており、同市の被保険者名簿の資格取得欄に「42.10.1」、届出年

月日欄に「46. 2. 16」と記載されていることから、同年2月頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日を遡って42年10月1日（厚生年金保険被保険者資格喪失日）とする事務処理が行われたものとみられる。このため、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年10月から43年12月までは時効により保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料を納付していたとする夫は、遡って保険料を納付したことは覚えていないとしており、同市では集金人は過年度保険料を取り扱っていないとしていることから、過年度納付することが可能であった申立期間のうち、44年1月から45年3月までの保険料を納付したとまでは推認し難い。

加えて、A市の被保険者名簿を見ると、申立人の納付記録欄は昭和42年度及び43年度には斜線が引かれ、44年度及び45年度は「0」とされている上、オンライン記録及び申立人が婚姻後に取得した国民年金手帳記号番号の国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間は未納とされていることから、申立期間全てについて保険料が納付された形跡は見られず、これら記録に齟齬<sup>そご</sup>は無く、不自然な点も見受けられない。

このほか、婚姻後に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から同年9月まで

親子3人で自営していた店に、昭和39年7月から同年8月頃に社会保険事務所(当時)の職員の人が来て、国民年金についての話があり、母親が私の国民年金の加入手続を行ったと思う。国民年金保険料は、母親が私の保険料と一緒に納付していたと思う。母親は亡くなっており、どのように納付したか分からないが、店ではそれなりの収入があり、母親が申立期間の保険料を未納にしていたとは考えられないので、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和39年7月から同年8月頃に母親が申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料も母親が納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出控及び国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号は、41年12月6日にA市B区に母親と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、国民年金手帳記号番号前後の任意加入者の資格取得状況から、同年12月頃に加入手続が行われたものとみられ、この加入手続の際に、資格取得日を申立人の20歳到達日に遡って39年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は時効により、母親は保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の保険料と一緒に納付していたと

する母親は、昭和 36 年 4 月から 44 年 6 月まで納付済みとされており、上記のとおり、母親の国民年金記号手帳番号は、申立人と連番で払い出されていることから、母親も申立人と同じ 41 年 12 月頃に加入手続を行い、この加入手続の際に、国民年金制度発足時の 36 年 4 月に遡って被保険資格を取得したものと見られる。この加入手続時期を基準とすると、申立人と同様、母親は申立期間以前については、時効により納付することができないところ、加入手続当時、母親は 51 歳であり、年金受給に必要な 10 年以上の保険料納付済期間を確保することができなかったことから、当時、母親に対し加入勧奨が行われ、母親は特例納付制度を利用して 36 年 4 月に遡って保険料を納付したものとみられる。しかしながら、申立人は、加入手続当時 22 歳であり、60 歳到達の前月まで未納無く保険料を納付すれば、国民年金の受給権を確保（保険料納付月数等が合計で 300 か月必要。）することが可能であったことから、特例納付制度を利用して保険料を納付する必要性は乏しく、申立期間について、母親の保険料が納付されていることをもって、母親が申立人の申立期間の保険料を納付したとする事情までにはうかがえない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 3315（事案 1145 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から57年3月まで

私は、申立期間のうち、20歳以降、A市からB市C区に転居する昭和44年7月までの間については、20年ほど前に亡くなった父親から「年金はきちんとやってある。」と聞いており、国民年金保険料は納付してあるはずである。その後、57年に実家のあるA市に戻るまでの間は幾度か転居しているが、保険料は勤めていた会社で給与から天引きして納付してくれていたはずである。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、20歳到達に伴う国民年金被保険者資格取得手続及びB市に転居するまでの保険料の納付について関与していなかったとしており、これらを行ったとする父親も死亡していることから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況は不明であること、ii) 申立期間のうち、昭和44年7月の転居から57年9月に実家のあるA市に戻るまでの期間について、申立人は、勤務していた会社が給与からの天引きにより申立人の保険料を納付していたとしているが、転居の都度、国民年金に係る手続を行った記憶は明確ではないほか、この間、申立人は自身の保険料の納付について、会社に対して代行を依頼したことも無ければ、納付書を見たことも無いとしており、申立人の主張には不合理な点が認められること、iii) 申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたのは同年9月であり、この時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できず、同時点で時効に到達していなかった期間(55年7月から57年3月まで)については過年度保険料として納付することは可能であったが、申立期間について遡って保険料を納付した記憶は無いとしていることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年

2月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、両親は会社やアパートを経営し十分な資力を有していたとするものの、申立内容は当初の申立てと同じであり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料及び情報の提出も無いことから、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 5 月まで

父親が私の国民年金の加入手続を行い、私が結婚（平成 3 年 12 月）するまで国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていた。既に父親は亡くなっているため、加入手続及び保険料納付について詳しいことは分からないが、父親は大変きちょうめんな人だったので、私に保険料を納付していると話しておきながら、納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡しており、申立人も加入手続時期、申立期間の保険料の納付方法、納付場所及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出票によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 12 月頃に A 市で払い出されており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って昭和 62 年 4 月 1 日、資格喪失日を平成元年 6 月 6 日（申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日）、資格取得日を 3 年 11 月 1 日（申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）とする事務処理が行われたのみみられる。このことは、申立人が所持する制度共通の年金手帳の国民年金手帳記号番号欄に「B 社保」のゴム印が押され、国民年金の記録（1）欄の資格得喪の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申

立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から63年3月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、ねんきん定期便の記録では昭和63年4月から保険料が納付済みとされているので、その頃にA市B区役所で加入手続を行ったと思う。その後、どこから送られてきたかは覚えていないが、申立期間の保険料の督促状が届いたため、それに基づき遡って一括納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った覚えは無く、ねんきん定期便の記録では昭和63年4月から保険料が納付済みとされているので、その頃にA市B区役所で加入手続を行ったと思うとしているほか、その後、どこから送られてきたかは覚えていないが、申立期間の保険料の督促状が届いたため、それに基づき遡って一括納付したことを覚えているとしているものの、加入手続時期、加入手続場所、申立期間の保険料の納付場所及び納付金額についてはよく覚えていないとしていることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、A市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日はオンライン記録と同様、昭和59年8月29日とされており、同名簿の資格取得事由欄には「モレシヤ2. 6. 14」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、平成2年6月14日に行われたものとみられる。このため、この加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付することはできなかったとみられる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号

番号は、平成2年7月19日にA市B区で払い出されていることが確認でき、社会保険事務所（当時）から申立人に過年度納付書が発行されるのは、国民年金手帳記号番号払出日以降となり、この手帳記号番号払出日を基準としたとしても、過年度納付書が発行可能な納付期間は昭和63年4月から平成2年3月までとなる。申立人は、国民年金加入手続後に送られてきた督促状に基づき申立期間の国民年金保険料を遡って一括納付したとしているところ、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録を見ると、前述のとおり過年度納付書が発行可能な納付期間である昭和63年4月から平成2年3月までの保険料が納付済みとされていることが確認できることから、申立人が加入手続後、遡って一括納付したと記憶している保険料は、当該期間の保険料であった可能性が高い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から58年8月まで

私は、会社を退職して失業中であったため、A市B区役所に相談に行き、国民年金に加入して保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は失業中であったことから、国民年金に加入して保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、元妻は昭和58年8月までは厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、その配偶者である申立人は、当時の制度では国民年金の任意加入対象者となる。

申立人は、申立期間当時、A市B区で自身の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとしているものの、国民年金受付処理簿及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年5月頃に同市C区で元妻と連番で払い出されているため、元妻と同時期に手続が行われたとみられ、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年5月に初めて行われたものとみられる。

また、上記の加入手続の際に、元妻が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、申立人が国民年金の強制加入対象者となった申立期間直後の昭和58年9月及び同年10月については、遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられるところ、申立期間については、上記のとおり、申立人は任意加入対象者であり、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、これら資格取得に関する処理に不自然さはみられない。このことから、申立期間は国

民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後であり、遡って被保険者資格を取得した昭和 58 年 9 月及び同年 10 月の保険料については、その当時、現年度保険料として納付されていたわけではなく、上記の加入手続後の 60 年 8 月に遡って過年度納付されている上、元妻に関しても当該期間の保険料は遡って納付されていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料を現年度納付していたとは推認し難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

昭和57年4月に国民年金被保険者資格を喪失したとされているが、当時夫が仕事を変えたことも、生活状況にも何の変化も無かった。いろいろ考えても、国民年金を途中でやめた覚えは無く、継続して保険料を納付していたので、申立期間について、国民年金保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、生活状況の変化など国民年金被保険者資格を喪失する理由は無く、資格喪失手続を行った記憶も無いとしているところ、申立人が所持している年金手帳には、昭和57年4月に任意加入被保険者の資格を喪失したとする記載があるほか、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金全件リストにおいても同年4月に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、上記国民年金被保険者資格を喪失後、国民年金の制度改正があった昭和61年4月に再度国民年金被保険者資格（第3号被保険者）を取得しており、これは申立人が所持している年金手帳の記載内容及びA市の国民年金全件リストにおいても確認できることから、申立期間については国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、金融機関で毎月保険料を納付していたとしているが、保険料額の記憶は無いとしている上、申立人が居住しているA市では、当時3か月ごとに保険料を徴収していたとしていることから、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年3月まで

私が学生だった昭和45年5月頃に、母親がA市役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料についても、同市役所又は金融機関、そのほかには郵便局で納付してくれた。また、母親は定かではないが妹の学費と一緒に納付していたと言っていた。納付を証明するものは無いが、申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、加入手続後に交付される国民年金手帳の受領についての記憶は無く、申立期間の保険料は納付書が送付された都度、市役所又は金融機関で自身の分と一緒に納付したとしているが、納付時期、納付周期、納付金額等について明確に覚えていないことから、申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月1日にA市に母親と連番で払い出され、その母親は同年3月13日に任意加入被保険者として資格取得しており、これ以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、同年3月頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って20歳到達時の45年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年5月から50年12月までは時効により保険料を納付することはできない。

さらに、母親によると、申立期間の保険料は納付書が送付された都度、市役

所又は金融機関で自身の分と一緒に納付したとしているものの、保険料を遡って納付したことについては分からないとしていることから、過年度納付することが可能な申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの保険料を納付したとまでは推認することはできない。

加えて、公簿によると申立人は昭和56年10月16日にA市からB市に転居しており、転居後の同市の国民年金被保険者名簿においても申立期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月及び同年5月

私は、勤務先を退職（平成4年3月末）後、国民年金の加入手続をしていなかったため時期ははっきり覚えていないが、A町役場B支所で国民年金の加入手続を行い、そこで、遡って2年分の国民年金保険料を納付できることを知りまとめて納付した。役場の職員に「2年間は遡れますので未納は無く良かったですね。今までの年金全て納められています。」と言われたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、退職（平成4年3月末）後、時期ははっきり覚えていないが、A町役場B支所で国民年金の加入手続を行い、遡って2年分の保険料を納付できると言われ、まとめて納付したとしているところ、申立人は、加入手続時期、申立期間の保険料の納付時期及び納付金額について覚えていないとしていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立人に発行された申立期間直後の領収済通知書（以下「通知書」という。）2枚がC年金事務所に保管されており、その通知書を見ると、「納付目的 未納」として平成4年6月から5年3月までの期間の通知書と同年4月から6年3月までの期間の通知書で、「納付書発行年月日 6年7月15日」として金額等を含め手書きで作成され、領収日付印はいずれもD郵便局の6年7月18日とされていることから、納付書発行時点で納付することが可能な期間の納付書が作成され、過年度納付されたものとみられる。このうち、5年4月から6年3月までの期間の通知書には、申立人の国民年金手帳記号番号を示して中央部に「新規」と記入されており、申立人はこの納付書が発行された頃に国民

年金の加入手続を行ったものとみられ、それ以前に申立人に対して納付書が発行されたとは考え難いことから、申立人は、加入手続時点で納付することが可能な保険料を納付したものの、申立期間の保険料は時効により納付書は発行されず、保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月29日から平成2年9月頃まで

私は、申立期間について、A社又は同社の関連会社であるB社に正社員として在籍しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、B社を昭和62年5月28日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、B社が保管している申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社が昭和62年5月29日を申立人の資格喪失日として社会保険事務所（当時）に届け出たことが確認できる上、同通知書には、申立人が健康保険被保険者証を返納したことを示す「証返還済」の記載が確認できる。

さらに、B社の親会社であるA社は、「賃金台帳などの厚生年金保険料の控除に関する資料は保管していないものの、厚生年金保険の資格喪失及び保険料控除については、正しく処理をしたと思う。」と回答している。

加えて、申立人が記憶している同僚を含め、申立期間にA社及びB社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間に係る勤務実態をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6945

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社B支店に昭和38年6月30日まで勤務したが、年金記録では資格喪失日が同年6月30日になっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書には、申立人について「昭和37年4月1日入社、38年6月29日退職」と記載されており、当該退職日の翌日は、オンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社は、給与を毎月末締め、当月10日支払、厚生年金保険料は翌月控除と回答しているところ、申立人から提出された給料支給票によれば、入社した昭和37年4月支給の給与から厚生年金保険料は控除されておらず、退職月の38年6月支給の給与から標準報酬月額に見合う厚生年金保険料（同年5月分）が控除されており、上述の同社の回答内容と符合していることが確認できる。

さらに、A社は、当時の賃金台帳等の資料は保存期限経過のため廃棄しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無いと回答している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月頃から7年4月まで

私は、昭和61年5月から平成7年4月までの期間は、運転手としてA社に勤務していたが、ねんきん定期便によると、申立期間に係る標準報酬月額（20万円から26万円）が実際に支払われていた請負報酬額に比べ低いことが分かった。

申立期間中はA社専属の請負として勤務しており、当該期間に係る請負報酬の総支給額の平均額が60万円から70万円であったこと、及び社会保険料の控除額が5万円から6万円であったことを記憶しているので、当該期間に係る標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

現在のA社の事業主、事務担当者及び当該担当者の前任者（同社の役員）は、いずれも「当時、請負人として当社に勤務している者は、厚生年金保険料を含む社会保険料の全額（事業主負担分と被保険者負担分の合計額）を、本人に負担してもらっていた。」と回答している。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に基づく社会保険料の全額は、申立人の記憶する保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、A社の正社員から請負に勤務形態が変わった時点において、本来、国民年金の被保険者資格を取得すべきであったところ、同社は、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失させず、当該被保険者資格を継続させているとともに、上述した同社の役員も、「請負人に対しては、社会保険の加入及び社会保険料の控除額について説明した。申立人も、このことについて理解しているはずだ。」と回答しており、申立人は、被保険者資格を継続させることに伴い厚生年金保険料の事業主負担分についても自らの給与から控除されることについて同意していたことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から34年3月まで

私は、申立期間において、A県B市の精肉店で勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていた記憶がある。

当該事業所における厚生年金保険の記録があるはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らが勤務していた事業所の名称を記憶していないことから、申立人が記憶しているおおよその所在地及び業態を基に、A県B市を管轄している年金事務所の厚生年金保険の事業所名簿検索結果及び同県C駅付近の昭和33年当時の住宅地図において確認できる事業所を申立人に提示したが、当該事業所の中に申立人が思い当たる事業所は無かったことから、申立人が勤務していた事業所を特定することができない。

また、当該厚生年金保険の事業所名簿検索結果で確認できる事業所は、いずれも申立期間において厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人は、自らが勤務していた事業所の事業主及び同僚の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6948

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年8月10日から49年5月5日まで  
② 昭和60年4月1日から61年5月21日まで  
③ 昭和61年5月21日から平成10年7月2日まで

申立期間に勤務していたA社、B社及びC社について、厚生年金保険の標準報酬月額が実際にもらっていた給与の額と異なるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社及びB社は、同じ事業所が名称変更したものであるところ、当時の事業主は、「当時の賃金台帳等の資料は保存していない。」と証言しており、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料について確認できない。

また、当時のA社の同僚で連絡が取れた者の中には、当時の給与明細書等を所持している者はいない上、当時のB社の同僚で連絡の取れた者のうち、一人が当時の源泉徴収票を所持しているものの、当該源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、A社及びB社での整理番号が申立人の前後にある同僚と比べても、申立人の標準報酬月額に限った不自然な事情は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②当時の厚生年金保険料の控除について記憶が無いと証言している。

申立期間③のうち、昭和62年1月から平成9年12月までの期間、10年2月、同年3月及び同年7月については、申立人から提出された支給明細書、源泉

徴収票及び市民税徴収税額通知書により、申立人の当該期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の支給明細書等によると、申立人の当該期間に係る厚生年金保険控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことが認められる。

申立期間③のうち、昭和61年5月から同年12月までの期間、平成10年1月及び同年4月から同年6月までの期間については、当時の事業主の父（C社の前身であるB社の事業主）は、「会社は既に事業を行っておらず、当時の賃金台帳等の資料は保存していない。」と証言していることから、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料について確認できない。

また、当時のC社の同僚で連絡が取れた者のうち、一人が当時の源泉徴収票を所持しているものの、当該源泉徴収票で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額を超えないことが確認できる。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月1日から平成3年5月20日まで  
申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から判断して、期間は定かでないものの、申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関係資料を処分しており、申立人の当社における勤務実態は分からない。」と回答している。

また、申立期間当時の役員は、「従業員に対して社会保険への加入指導を行ったが、どうしても加入したくないとする従業員については加入させていない。」と証言している。

さらに、現在の事業主も、「厚生年金保険料及び健康保険料の負担は大きいので、当時は国民年金及び国民健康保険に加入したいと希望する者は加入させていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月から平成元年12月11日まで

私は、昭和63年2月から平成元年12月10日までの期間にA社で勤務していた。入社当時、同社は、社会保険に加入していなかったが、途中から他の社員の方と一緒に加入したと記憶しており、私が保管している源泉徴収票にも社会保険料等の金額欄に金額の記載がある。

しかし、私の年金記録を確認したところA社における厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査をして、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和63年3月22日から平成元年12月10日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は、平成元年7月12日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、昭和63年2月から平成元年7月12日までの期間において同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人から提出された平成元年分給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載されている額は、同年の給与・賞与の支払金額にほぼ見合う雇用保険料の合計額であると考えられる。

さらに、A社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る資料の保管は無いものの、申立人について同資格の取得及び喪失の手続を行っていないと回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和61年4月1日から平成3年4月9日までの期間において国民年金の加入記録が確認

できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6951

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月21日から4年5月21日まで

私は、A社に昭和61年3月21日に入社し、現在に至るまで継続して同社に勤務しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立期間のうち、平成4年1月から同年4月までの期間については、A社から提出された申立人に係る平成5年度町民税・県民税個人別特別徴収税額明細表により、4年分の社会保険料控除額は、同年5月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額とおおむね一致していることから、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

また、申立期間のうち、平成3年1月から同年12月までの期間については、A社は、「当時の諸届、賃金台帳等の書類は破棄したものの、申立人については、平成5年度町民税・県民税個人別特別徴収税額明細表によると、平成4年1月以降の被保険者記録が無い期間において厚生年金保険料を控除していないことから、被保険者記録が無い期間は、3年12月以前も厚生年金保険料を控除していないと思われる。」と回答している。

なお、オンライン記録によると、A社では、申立人と同じ平成3年1月21日に被保険者資格を喪失し、被保険者期間に中抜けが見られる同僚が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6952

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月頃から40年7月1日まで

私は、昭和36年4月頃、A社が経営するB事業所に接客係として入社し、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和50年2月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、「昭和36年4月頃、同僚一人と一緒にB事業所に入社した。」と主張しているところ、オンライン記録によると、当該同僚のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ日（昭和40年7月1日）とされていることが確認できる。

さらに、申立人は、「B事業所に入社した頃、送迎運転手のC氏がいた。また、同事業所に入社した頃、弟はD社に勤めていてE市のアパートに住んでいた。」と主張しているところ、当該C氏（被保険者資格を昭和39年9月1日取得、41年1月14日喪失）は、「おぼろげながら申立人のことは記憶にあるが、私よりも後から入社してきたと思う。」と証言しており、申立人の弟も、「D社に勤務していた当時、寮からE市のアパートに転居したのは、40年頃だったと思う。」と証言している。

加えて、当時の同僚（1度目の被保険者資格は昭和35年12月15日取得、39年12月4日喪失、2度目の被保険者資格は42年1月24日取得、43年5月6日喪失）は、「申立人のことは、F県から出てきた人として記憶があるが、申立

人と一緒に勤務した時期は、私が2度目に入社した頃だった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6953

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年10月、同年12月、13年9月、14年7月、15年9月、16年8月、17年4月、同年12月及び19年3月については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年8月から11年9月までの期間、同年11月、12年1月から13年8月までの期間、同年10月から14年6月までの期間、同年8月から15年8月までの期間、同年10月から16年7月までの期間、同年9月から17年3月までの期間、同年5月から同年11月までの期間、18年1月から19年2月までの期間及び同年4月から同年8月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書等によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一

致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6954

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月から19年8月まで

申立期間について、A社勤務時の標準報酬月額の記録が、当時支給されていた給与に比べて著しく低い。記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成15年12月から19年8月までの期間については、平成16年度から19年度までの賃金台帳により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に見合う給与を支給されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記の賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成10年8月から15年11月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与支給明細書等を所持していないものの、複数の同僚から提出された給与支給明細書によると、いずれの同僚も、当該期間の保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年頃から43年6月1日まで

申立期間にA県にあったB社C鉱山詰所に社員として勤務し、運搬作業に従事しており、厚生年金保険料を給与から控除されていた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された機関車運転資格証明書、発破作業資格証明書及び指定鉱山労働者証明書にB社の社名が記載されていることなどから、申立人が同社の関連する作業現場において運搬作業等に従事していたこととはうかがわれる。

しかし、申立人が同僚として名前を挙げた者は、いずれも死亡しており、申立期間にB社C鉱山詰所に勤務していた複数の者に聴取しても、申立人を記憶している者はいない上、そのうちの一人は、「当時のC鉱山詰所には、社員と下請の作業員がいた。社員なら覚えているが、申立人のことは知らない。下請の作業員が厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」と証言している。

また、B社は、「当社の社員としての記録が無いことから、申立人は、当社の下請業者に雇用されていた人ではないかと思われる。ほかに申立人の在籍を確認できる書類は無い。」と回答している上、当時の事務担当者は死亡していることから、申立人の同社における勤務実態等について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から43年5月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B社C鉱山詰所に勤務していた従業員については、昭和38年まで

は同社D支店、39年からは同社E支店において厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同社D支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社E支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から39年6月21日まで  
② 昭和40年1月16日から同年4月11日まで

平成20年頃、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した時、初めてA社B支店の期間及びC社の期間が脱退手当金の支給済期間であることを知った。

私は、A社を退職した時、同社から一時金や年金に関する説明を受けておらず、また、脱退手当金を受け取った記憶も無いため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和40年4月11日）から約3か月半後の同年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6957

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月11日から36年4月1日まで  
② 昭和36年7月1日から38年2月10日まで

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立人が勤務したA社及びB社の被保険者期間がその計算の基礎とされている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年10月10日から41年9月11日まで  
② 昭和41年9月19日から42年6月1日まで

私は、平成23年6月に年金事務所に記録を確認に行ったところ、昭和44年7月に脱退手当金を受給したことになることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名、押印、当時の住所、申立期間に勤務した事業所名及び勤務期間が記載されているとともに、「受付44.5.2」「当地払44.7.25」と押印が確認できる上、脱退手当金領収書には、昭和44年7月25日に脱退手当金を領収した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、申立期間に係る最終事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月1日から53年1月4日まで  
② 昭和53年1月21日から同年3月1日まで

A社に、昭和52年7月1日から53年2月末まで勤務していたのに、厚生年金保険の記録は同年1月4日から同年1月21日までとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の同僚の証言から判断して、入社時期は特定できないものの、申立人が当該期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、適用事業所台帳及びオンライン記録によると、A社は、昭和53年1月4日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録が確認できない。

また、申立人と同様にA社が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和51年にA社に入社したが、入社当時は、会社が厚生年金保険に入っていなかったため、給与から保険料は控除されていなかった。社員から社長に頼んで、53年1月から厚生年金保険に入ったと思う。」と証言している。

申立期間②について、A社は、昭和59年12月\*日に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記の申立人と同じ日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人のことは知っているが、何月何日に退社したかまでは覚えていない。」と証言している上、申立人と同職種（一般事務）の同僚（厚生年金

保険被保険者資格を昭和53年1月11日に取得、同年5月21日喪失。)を含む複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことを覚えていない旨証言していることから、申立人の退職時期について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6969

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年7月30日から35年4月30日まで  
年金記録を確認したところ、A県B市にあったC事業所に勤務していた期間の年金記録が無いことが分かった。厚生年金保険料を払っていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A県B市にC事業所があり、そこで洋裁の仕事をしていた。同事業所の近くには、D銀行とE百貨店があったと思う。」と述べており、その内容が申立期間当時の住宅地図で確認できることから、期間は特定できないものの、申立人がC事業所に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、オンライン記録によると、C事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できず、所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

また、申立人は、C事業所の事業主及び同僚の名前を挙げているが、事業主については、姓のみの記憶であることから同人を特定できず、同僚については、同姓同名の者が多数であることから同人を特定できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6970（事案4939の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月16日から平成2年3月1日まで  
前回の申立てについて、勤務の証明は得られたようだが、厚生年金保険の記録が訂正されないことについて納得できない。  
今回、新たに提出する資料等はないが、再度審議し、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社は、当時の資料等が残っていないため、申立人の厚生年金保険の取扱いについては不明であると回答していること、ii) 当時の同社の事業主は、「申立期間当時、15人ぐらいの従業員がいたが、厚生年金保険に加入するかどうかは、あくまで、個人の選択に任せていた。このため、厚生年金保険に加入していない者も何人かいた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる者（事業主を含む。）は、最も多い時期でも8人であることが確認できること、iii) 同社は、昭和63年5月6日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年3月16日から同年5月6日までの期間については適用事業所であった記録が確認できないこと、iv) 申立期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、当時の厚生年金保険の取扱いについては分からない旨証言していることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月22日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料や証拠はないが、前回の審議結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人から新たに提示された資料等はなく、上記の主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月1日から42年5月1日まで  
申立期間について、A社で勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍期間に係るA社の回答により、申立人は、申立期間の一部を含む昭和42年1月25日から同年7月31日までの期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「当社が保管している人事に関する記録によると、申立人は、昭和42年1月25日に『特別外務試補』として採用され、同年5月1日に『営業職員』（正社員）に登用されている。当時、A社では、職員に登用されるまでは、厚生年金保険を適用しておらず、給与から厚生年金保険料は控除していなかった。また、当社が保管している厚生年金保険に関する記録によると、申立人の被保険者資格取得日は、同年5月1日とされており、これは申立人が職員に登用された日と一致している。」と回答している。

また、A社の同僚も、「採用後、一定期間は職員に登用されず、登用されるまでの期間については、厚生年金保険は適用されなかった。」と証言していることから、申立期間当時の同社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6972

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月から7年1月まで

年金記録を確認したところ、標準報酬月額が引き下げられている期間があることに気付いた。当時は、社会保険関係の事務を会計事務所に任せていたので、なぜ、標準報酬月額が引き下げられているのか分からない。

申立期間について、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたものの、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成7年2月28日）より後の同年3月3日付けで、6年11月まで遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間においてA社の代表取締役（事業主）であったことが確認できる。

また、A社において被保険者記録が確認できる従業員は、具体的な事務は会計事務所に任せていたようだったが、申立人が営業、設計業務、社会保険事務等の全ての業務について決定権を持っていた旨証言していることから、上記の遡及処理について申立人の関与がうかがえるところ、社会保険事務所（当時）が、事業主であった申立人の同意を得ずに、無断で当該処理を行ったとは考え難い。

なお、上記の会計事務所は、「申立期間当時、A社の顧問をしていたことは間違いないが、申立期間に係る資料は保存していないので、当時の事務処理については分からない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年11月から9年9月まで  
② 平成11年11月から14年7月まで

ねんきん定期便によると、実際の給与額より低い額が標準報酬月額となっているので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間①及び②において直前月より減額されていることが確認できる。また、A社の複数の同僚の標準報酬月額についても、申立人と同様に、当該期間において引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立期間①当時の同僚は、「取引会社が倒産した影響で、A社の経営も苦しくなり、給与が引き下げられたことがあった。しかし、詳細について聞かされていないので、それが申立期間①当時のことだったかどうか分からない。」と証言している上、他の複数の同僚に照会しても、いずれも当時のことは覚えていないと回答しており、当該期間当時の給料明細を保管している者もない。

また、申立期間②当時の同僚から提出された給料明細（平成12年2月から同年11月までの期間、13年1月及び14年1月から同年9月までの期間の計20か月分）によると、当該同僚の厚生年金保険料控除額は、当該給料明細を所持する期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額を超えていないことが確認できる。

さらに、申立期間①及び②のうち、平成14年5月20日以前の期間における事業主は、既に死亡しており、申立期間②のうち、同年5月21日以降の期間における事業主は、「当時の資料は既に廃棄し、保管していないので何も分か

らない。」と回答しており、申立人の当時の給与額及び保険料控除額について確認できない。

加えて、オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②の標準報酬月額に遡及して訂正された形跡は無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年9月まで

申立期間については、源泉徴収簿に記載されたとおりの役員報酬と保険料控除があったが、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されているので、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年10月から6年4月までの期間については、申立人から提出された源泉徴収簿及びA社から提出された総勘定元帳によると、当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と、申立期間より前の厚生年金保険料が控除されていない期間（5年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年9月までの期間は36万円）の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を合わせて給与から控除されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成6年5月から同年9月までの期間については、上記の源泉徴収簿により、申立人は、当該期間においてオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

さらに、上記の総勘定元帳により、申立人の申立期間のうち、平成5年10月から6年5月までの期間に係る役員報酬額は、10万円であったことが確認できるとともに、申立人は、当該期間においてオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を当該報酬から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6975

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年頃から39年頃まで

私は、申立期間当時、A社に約1年半勤務したが、その時の厚生年金保険の記録が無いので被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「当時の人事及び社会保険に関する書類が残っていないため、不明。」と回答している。

また、申立期間当時の元事業主は、高齢のため、申立人の勤務実態等について聴取できない。

さらに、申立期間当時、A社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会しても、申立人の勤務実態等について証言が得られない上、申立人が記憶している当時の同僚は、「昔のことでよく覚えが無い。」と証言している。

加えて、申立期間について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月16日から46年7月21日まで

私は前社を退社して、すぐにA社に勤務した。本社で商品管理の業務につき、その後、B支店に転勤したが、入社後数か月間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和45年12月1日以降の期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社において申立人と同日の昭和46年7月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚9人のうち、雇用保険の記録が確認できた7人は、いずれも雇用保険の資格取得日からしばらく期間を経て厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚が、入社後しばらくたってから厚生年金保険に加入したと証言していることから、A社では申立期間当時、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に解散し、平成8年5月1日に適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から同年9月まで  
② 平成15年3月から同年8月まで  
③ 平成16年10月から17年5月まで  
④ 平成17年6月から18年5月まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と、私が保管している給与明細書の総支給額に基づく標準報酬月額が異なっているので、申立期間の標準報酬月額について、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④のうち、平成17年6月から同年11月までの期間、18年1月及び同年2月については、申立人から提出された給与明細書によると、申立人の給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額になることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、申立人から提出された給与明細書に記載された保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

申立期間④のうち、平成17年12月及び18年3月から同年5月までの期間については、当該期間における申立人の給与の総支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は無いものの、A社から提出された申立人の定年再雇用に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届により、同社から社会保

険事務所（当時）に届け出た申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、同社は、「オンライン記録どおりの届出を行い、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除している。」と回答している。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から同年4月1日まで  
② 昭和48年2月21日から同年8月1日まで  
③ 昭和48年8月1日から49年7月1日まで

私は前職を退職した後の昭和47年1月頃、知人の紹介によりA社B支店に入社した。1年ほど経過した頃、同社C支店（後に、D社として独立。現在は、E社F支店。）に異動し、49年6月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、同社から社会保険事務所（当時）に対し、申立人の被保険者資格取得日は昭和47年4月1日、被保険者資格喪失日は48年2月21日として届出されており、当該資格取得日及び喪失日は、オンライン記録の被保険者資格取得日及び被保険者資格喪失日と一致している。

また、A社は、「申立人の申立期間①及び②について、被保険者資格取得の届出を行っていないので、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

さらに、A社において申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、申立人を記憶しているものの、その入社時期及び退社時期については記憶しておらず、「A社は、入社後3か月程度の試用期間を設けて

おり、試用期間の間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

申立期間③について、E社は、「当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、D社において申立期間③の被保険者記録がある複数の同僚に照会したが、当該期間に申立人が勤務していたことを記憶している者はいない。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間③において健康保険の整理番号に欠番はみられない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6979（事案777の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月18日から同年10月24日まで  
② 昭和46年1月20日から同年5月1日まで  
③ 昭和46年8月13日から同年11月21日まで

私は、昭和46年2月10日から同年11月1日まではA社に勤めていた。同社では健康保険証を持っていた記憶、各種保険料等を給与から控除されていた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい旨の年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年1月9日付けで、当該期間については年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもたらした。

しかし、その後、B社を退社して、1か月後にC社に入社したことを思い出した。申立期間①、②及び③について、新たに申し立てるので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、C社は、昭和45年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち同年6月18日から同年9月1日までの期間については、適用事業所であった記録が確認できない。

また、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、申立期間当時、同社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶している者はいない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、C社において昭和45年10月23日から46年1月20日まで雇用された旨の記録が確認できるが、それ以前の申立期間①については雇用保険の記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③については、当初、昭和46年2月10日から同年11月1日までの期間について申し立てられたが、i) 雇用保険の記録によると、前後に勤務した事業所について加入記録が確認できる一方、申立てに係るA社については加入記録が確認できないこと、ii) 同社は、「会社が保管している健康保険の加入者リストに申立人の氏名は無いが、申立期間当時、営業職員は一定の販売成績を上げるまでは見習期間として、社会保険には加入させていなかった可能性がある。」と回答していること、iii) 申立人が記憶している上司及び同僚のうち、入社時期を記憶している者に聴取したところ、「自分が記憶している入社時期と厚生年金保険の資格取得時期には、約3か月の開きがある。」と証言していること、iv) ほかに申立人の当該期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「A社ではなく、C社で働いていたことを思い出した。ただ、同社は、帰り時間が遅くなるのが嫌で、鯉のぼりが揚がっていた季節に退社した。2度目に同社に入社したのは夏の暑い時期で、冬になってから自動車学校に通い、運転免許証の交付を受けたことを覚えている。申立期間について同社の年金記録を訂正してほしい。」と新たに主張し、再度申立てがなされた。

しかし、当該期間においてC社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の当該期間における同社での勤務実態について記憶している者はいない上、自分の同社での勤務期間と厚生年金保険の記録が一致していないと言う者もない。

また、C社の元取締役は、「社会保険は従業員にとって大切なもので、けがや病気にも対応できるように、入社したらすぐに申請していた。厚生年金保険の期間が足りないことは無いと思う。」と証言している。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、C社において昭和45年10月23日から46年1月20日までの期間及び同年11月21日から同年12月31日までの期間に雇用された旨の記録は確認できるが、申立期間②及び③については雇用保険の記録が確認できない。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6980

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月31日から30年10月1日まで

私は、A社（昭和41年9月\*日にB社に社名変更。）で28年10月15日から34年5月末まで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社において同僚であった申立人の夫は、申立人が申立期間も勤務していたと証言しているが、当該夫を除き、申立期間において同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも死亡又は連絡先が明らかでないため、申立人の申立期間における継続勤務について確認できない。

また、B社の清算人である当時の事業主の息子は、「申立人の在籍期間等について確認できる資料は保管していない。」と回答している上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における勤務実態等について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から28年3月1日まで  
② 昭和30年7月30日から32年4月1日まで

私は、申立期間①はA社に勤務し、申立期間②はA社又はB事業所に勤務しており、全期間継続して同じ場所で勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社における複数の同僚の証言から判断すると、当該期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録により、当該期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった同僚の記録を確認したところ、6人について、申立人と同様に被保険者期間の欠落（7か月から52か月）が見られ、当該6人のうち2人は、同社に継続して勤務していたが、被保険者期間が欠落している理由は分からない旨証言していることから、当該期間当時の同社は、理由は明らかでないが、一部の従業員について、当該期間当時、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

申立期間②について、オンライン記録によると、A社及びB事業所は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、オンライン記録によると、当該期間の前後でA社及びB事業所が適用事業所であった期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人は、いずれも申立人と同様に申立期間②に係る被保険者記録が無い。

さらに、A社及びB事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しているため、申立人の当該期間に

係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月頃から33年6月2日まで

私は、昭和30年6月頃から36年11月までA事業所に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。勤務を証明する表彰状があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB組合理事長名による昭和36年5月1日付けの表彰状により、申立人が31年2月頃からA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、申立人が先輩として名字のみを挙げる同僚は、A事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、申立人は、「昭和32年及び33年当時、A事業所において60人から70人の従業員がいたと記憶している。」と主張しているが、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時、同事業所の厚生年金保険被保険者であった者は、昭和32年は41人、33年は20人であることから、同事業所では、全ての従業員を対象として厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる。

加えて、A事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険被保険者番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6983

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年春頃から37年秋まで

私は、申立期間についてA事業所に勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが分かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶するA事業所の所在地、業務内容及び二人の同僚の名前が同僚の証言内容と符合しているものの、当該同僚を含む複数の同僚に照会しても、申立人の申立期間に係る勤務実態について証言を得られない。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6984（事案438の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月頃から38年8月頃まで

前回の申立てについて、平成20年10月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、私は、申立期間にA社に勤務していたのは間違いなく、社会保険に加入している会社を選んで就職していたので、前回の審議結果に納得できない。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の証言により、勤務した期間は定かではないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、  
i) 同社は、申立期間以後の昭和39年12月9日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であった記録が確認できないこと、  
ii) 申立人が自身と同日に入社したとする同僚も、申立期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどにより、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間にA社に勤務していたのは間違いなく、社会保険に加入している会社を選んで就職していたので、前回の審議の結果に納得できない。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、オンライン記録によると、A社において被保険者記録が確認できる者は、全員、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年12月9日

以降に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、このうち、所在が判明した複数の同僚に聴取しても、申立期間当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて証言が得られない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月3日から47年1月21日まで  
A社に勤務していた期間について脱退手当金を受領した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、「支払済、47.2.10」の印が押されているなど、適正な事務処理が行われており、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されている。

これらを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から20日後の昭和47年2月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月23日から同年6月20日まで  
② 昭和36年10月2日から42年2月7日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載されており、社会保険事務所（当時）は、申立てに係る事業所の資格を喪失した約4か月後の昭和42年6月15日に脱退手当金裁定請求書を受領し、同年8月11日に支給決定、同年8月30日に隔地払により支払を行ったことが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案6987

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年5月7日から37年3月1日まで  
② 昭和37年4月1日から同年7月13日まで  
③ 昭和37年8月31日から39年6月1日まで  
④ 昭和39年8月10日から41年11月1日まで

私は、脱退手当金を受け取っているとされているが、脱退手当金の手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。